

## 21 資格制度

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
実務経験要件の見直し(経済産業省)	(ボイラー・タービン主任技術者) ボイラー・タービン主任技術者になる条件として必要な実務経験年数を一律に定めるのではなく、安全確保に関するマネジメントシステムの社会への浸透等の状況を踏まえ、弾力的な運用ができないか検討する。	計画・資格 a	マネジメントシステムの浸透状況等を踏まえ検討		
懲戒処分等の適正な実施(関係府省)	a 業務独占資格について、主管省庁は、懲戒処分及び公表に当たっての基準をガイドラインや事例集等(根拠法令、通知を含む)で明確にし、それらをインターネット等一般国民にも入手しやすい方法で公開・提供する。	重点・資格 ア	措置		
	b 懲戒理由に該当する場合には、基準に照らして懲戒等の処分を厳格におこない、懲戒等の処分の対象となった者の氏名並びに行行為及び処分の内容等の情報を必要とする者が知ることができるように、インターネットを利用する等、官報以外の手段でも公表する。	重点・資格 ア	措置		
資格者法人の設立要件緩和(関係府省)	資格者による全国的な幅広い業務サービスを推進する観点から、一人法人について、国民のニーズ、資格者団体の要望、資格者の業務の実態を踏まえた上、検討を進める。	重点・資格 イ	検討		
資格者に関する実務実績等の情報開示の推進(法務省、総務省、厚生労働省、国土交通省、経済産業省、財務省、金融庁)	業務独占資格の事務系資格(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、弁理士、行政書士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、不動産鑑定士)に関して、資格者団体と協力して、資格者の氏名や事務所の所在地、連絡先、専門分野、懲罰など、国民に有用な情報の開示について、個人情報保護の観点や各資格における業務の特性を考慮しつつ検討を行い、国民が資格者を主体的に選択できるような環境を整備する。	重点・資格 ウ	検討・結論		

事項名	措置内容	前回計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
公認会計士 (金融庁)	a 公認会計士が監査証明業務を的確に行うため、研鑽の機会としての継続的専門研修の方や、その能力を確認するための方策等について検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。  b 問題事例には厳正に対応していくとともに、監査法人の問題点について早期に把握し、機動的に必要な指示等を行うことにより、重い処分に至る前に監査法人に対し適切な運営を行わせるようとする。  c 監査法人に対するペナルティーの適用については、法制的な整合性等にも留意しつつ、不正の抑止の徹底の観点から、監査法人に対する課徴金の運用等についても検討し、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。  d 同一監査の継続の禁止について、現在大手監査法人の主任会計士については公認会計士協会の自主規制により、一般の公認会計士(7年まで、インターバル2年)に比べ厳しいルール(5年まで、インターバル5年)が適用されているが、監査法人、公認会計士等の独立性を高める観点から、諸外国の実情等も勘案しつつ、適切なルールについて検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。  e 現在の監査制度は監査法人における社員である公認会計士の相互監視と相互牽制を前提としているが、不正会計事件などによる損害賠償責任について監査法人の大規模化が進んでいる中、現実にそぐわない面もあると考えられるため、不正に関与した社員の責任を明確にし、非関与社員が過度に責任を負うことを回避する観点から、非関与社員の有限責任性の導入について検討する。	重点・資格ア(ア)	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	f 公認会計士や監査法人の監査報酬等については、会社法上の事業報告や証券取引法上の有価証券報告書の記載事項とされているなど、情報開示が行われているものもあるが、これらについて、その一層の充実を図るための方策について検討する。	重点・資格 ア(ウ)	重点・資格 ア(ウ)	措置	
	g 監査実績、法人のガバナンス、審査体制、財務状況など資格者や監査法人の資質を確認するために必要な情報について検討するとともに、それらを開示する仕組みを構築する。			措置	
建築士 (国土交通省)	a 建築技術の向上や新しい建築素材の開発等が進んでいるなかで、こうした知識や必要な能力を身につけていくことが社会的に求められているため、その様な建築士自身の自己研鑽の履歴や設計業務の実績の履歴を関係者に分かれるよう情報を開示する仕組みを検討する。	重点・資格 イ(ア)	重点・資格 イ(ア)	平成20年度までに措置	
	b 資格者の違反行為等を未然に防ぐため、違反履歴等の情報の開示についても検討する。			平成20年度までに措置	
	c 各々の建築士のなかで、特定の分野について高い専門性を習熟している場合には、各分野の能力が社会的に認知され、依頼者が規模や用途に合わせ建築士を選別できるような民間における認証の仕組みなど専門性を明示できるようにすることを検討する。		重点・資格 イ(イ)	平成20年度までに措置	
社会保険労務士 (厚生労働省)	社会保険労務士に認められている裁判外紛争における代理業務の実績等を注視し、簡易裁判所における訴訟代理を認める必要性や依頼者の利便性の向上への寄与の度合いを見極めつつ、訴訟代理を的確に行うための専門能力の確保、その認定の在り方について検討する。	重点・資格 ウ(ア)		検討	